

一般職の職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月30日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第39号

一般職の職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則

一般職の職員の通勤手当支給規則（昭和33年函館市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「となつた」を「たる要件を具備するに至つた」に、「通勤届（別記様式）」を「市長が別に定める通勤届」に改め、「により」の後ろに「，その通勤の実情を」を加え、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「もしくは通勤方法」を「，通勤方法もしくは条例第13条第4項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）」に改め、「変更し」の後ろに「，駐車場等の利用を開始し，もしくは終了し」を、「の額」の後ろに「もしくは駐車場等の料金」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 条例第13条第3項の職員たる要件を欠くに至つた場合

第3条第2項中「でなくなつた」を「たる要件を欠くに至つた」に、「すみやかに」を「速やかに市長が別に定める」に改める。

第4条中「かかる」を「係る」に改め、「含む。」の後ろに「）（」を、「提示」の後ろに「または条例第13条第3項の職員たる要件を具備していることもしくは第9条の2の5に定める駐車場等たる要件を具備していることおよび駐車場等の料金を証明する書類の提出」を、「確認し」の後ろに「，その者が条例第13条第1項の職員たる要件を具備するときは」を加える。

第5条中「交通機関」を「交通機関等」に改める。

第6条の前の見出しを「（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準）」に改め、同条中「交通機関」を「普通交通機関等（条例第13

条第3項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に、「かつ」を「かつ」に、「通勤経路」を「通勤の経路」に改める。

第7条中「又は」を「または」に改め、同条ただし書中「正当の」を「正当な」に改める。

第8条第1項中「（次項）の後ろに「第8条の4第2号および第9条の2の10第1号ア」を、「掲げる」の後ろに「普通交通機関等の」を加え、同項第1号中「している交通機関」を「している普通交通機関等」に、「当該交通機関の利用区間に係る通用期間が」を「通用期間を」に、「第13条第5項」を「第13条第8項」に、「である」を「と同じくする」に改め、同条ただし書中「平均1箇月」を「1箇月」に、「通勤所要回数」を「平均通勤所要回数」に、「以下」を「次号において」に改め、同項第2号中「交通機関」を「普通交通機関等」に、「平均1箇月」を「1箇月」に、「通勤所要回数」を「平均通勤所要回数」に改め、同項第3号および同条第2項中「交通機関」を「普通交通機関等」に改める。

第8条の3第1号中「交通機関」を「普通交通機関等」に改め、「（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）および同項第2号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第2号中「1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつて）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合において）」に、「額以上」を「額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号ならびに第9条の2の10第1号イおよび第2号イにおいて「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に条例第13条第4項第1号に定める額を加算した額）以上」に、「同項第1号」を「同条第2項第1号」に改め、同条第3号中「同条第2項第2号に定める額」

の後ろに「（駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第4項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第2号」を「同条第2項第2号」に改め、同条を第8条の4とする。

第8条の2中「平均1箇月」を「1箇月」に、「通勤所要回数」を「平均通勤所要回数」に改め、同条を第8条の3とする。

第8条の次に次の1条を加える。

（自動車等使用者の支給額）

第8条の2 条例第13条第2項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 片道5キロメートル未満 | 2,000円 |
| (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 | 4,200円 |
| (3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 | 7,300円 |
| (4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 | 1万400円 |
| (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 | 1万3,500円 |
| (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 | 1万6,600円 |
| (7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 | 1万9,700円 |
| (8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 | 2万2,800円 |
| (9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 | 2万5,900円 |
| (10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 | 2万9,100円 |
| (11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 | 3万2,300円 |
| (12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 | 3万5,500円 |

- (13) 片道 60 キロメートル以上 65 キロメートル未満 3 万 8,700 円
- (14) 片道 65 キロメートル以上 70 キロメートル未満 4 万 2,200 円
- (15) 片道 70 キロメートル以上 75 キロメートル未満 4 万 5,700 円
- (16) 片道 75 キロメートル以上 80 キロメートル未満 4 万 9,200 円
- (17) 片道 80 キロメートル以上 85 キロメートル未満 5 万 2,700 円
- (18) 片道 85 キロメートル以上 90 キロメートル未満 5 万 6,200 円
- (19) 片道 90 キロメートル以上 95 キロメートル未満 5 万 9,600 円
- (20) 片道 95 キロメートル以上 100 キロメートル未満 6 万 3,000 円
- (21) 片道 100 キロメートル以上 6 万 6,400 円

第 9 条の 2 の 3 第 1 号ア中「同条第 2 項第 1 号に規定する」を削り、「交通機関」を「普通交通機関等および新幹線鉄道等」に改め、「の運賃等」の後ろに「および特別料金等」を加え、「低廉となる」を「低い」に改め、同号イ中「する額」の後ろに「（駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第 4 項第 1 号に定める額を加算した額）」を加え、同号ウ中「第 8 条の 3 各号」を「第 8 条の 4 各号」に改め、同条第 2 号ア（ア）中「同条第 4 項」を「同条第 7 項」に改め、同号イ中「条例第 13 条第 2 項第 2 号に規定する額」および「同号に規定する額」を「同条第 2 項第 2 号に規定する額（駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第 4 項第 1 号に定める額を加算した額）」に改め、同号ウ中「第 8 条の 3 各号」を「第 8 条の 4 各号」に改め、同条を第 9 条の 2 の 10 とする。

第 9 条の 2 の 2 を第 9 条の 2 の 9 とする。

第 9 条の 2 第 1 項中「第 4 項各号に掲げる」を「第 4 項に規定する」

に、「当該各号に定める」を「同項に定める」に改め、同条第4項中「第13条第3項」を「第13条第6項」に、「次の各号に掲げる」を「1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条の4第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第13条第2項第2号に定める額（第8条の4第2号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）および条例第13条第4項第1号に定める額の合計額（第9条の3第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける」に、「同項」を「条例第13条第6項」に、「当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間」に改め、同項各号を削り、同条を第9条の2の8とする。

第9条の次に次の7条を加える。

（条例第13条第3項の転居後の住居に相当する住居）

第9条の2 条例第13条第3項の規則で定める住居は、職員または配偶者の父母（同項に規定する職員または配偶者の父母をいう。次条において同じ。）の介護に伴い、当該父母の住居またはその近隣の住居に転居した日以後に当該父母の住居またはその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居とする。

（条例第13条第3項の新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの）

第9条の2の2 条例第13条第3項の規則で定めるものは、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上または通勤時間が90分以上あり、かつ、職員または配偶者の父母の介護を行っている職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

（条例第13条第3項の規則で定める職員）

第9条の2の3 条例第13条第3項の規則で定める職員は、職員でない配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条および第9条の2の5第1項第3号において同じ。）

の勤務箇所を異にする異動または在勤する民間企業等の事業所等の移転に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員および配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上または通勤時間が90分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）に限る。）とする。

（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第9条の2の4 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路および方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第13条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第9条の2の8第4項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号および第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

（駐車場等の要件）

第9条の2の5 条例第13条第4項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務箇所の周辺または第4条の規定に基づき決定し、もしくは改定する手当額の基礎となる経路もしくはこれに準ずるものとして市長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
 - (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
 - (3) その利用について職員の配偶者、職員もしくはその配偶者の親族または条例第11条第2項第5号に規定する重度心身障害者で職員もしくはその配偶者により一般職の職員の扶養手当支給規則（令和7年函館市規則第21号）第3条第1項の規定による届出がされているものに料金を支払うこととなる施設またはこれに準ずるものとして市長が定める施設でないこと。
- 2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると任命権者が認めるときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

第9条の2の6 条例第13条第4項の規則で定める職員は、第8条の4第2号に掲げる職員とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第9条の2の7 条例第13条第4項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円）とする。

- (1) 一の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
 - ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
 - イ 駐車場等の料金を定める期間（月または年によつて定めた期間

に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ウ アおよびイに掲げる場合以外の場合 市長が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

第9条の3第1項中「第13条第4項」を「第13条第7項」に改め、同項第2号中「もしくは通勤方法」を「、通勤方法もしくは駐車場等」に改め、「変更し」の後ろに「、駐車場等の利用を開始し、もしくは終了し」を、「運賃等の額」の後ろに「もしくは駐車場等の料金」を加え、同条第2項中「交通機関に係る通勤手当に係る条例第13条第4項」を「条例第13条第7項」に改め、同項第1号中「1箇月当たりの運賃等相当額等(第8条の3第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額および条例第13条第2項第2号に定める額の合計額。以下同じ。)」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」に、「5万5,000円以下」を「15万円以下」に改め、同号ア中「に係る交通機関」を「に係る普通交通機関等または新幹線鉄道等」に、「1箇月当たりの運賃等相当額等」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」に、「5万5,000円」を「15万円」に、「の交通機関」を「の普通交通機関等および新幹線鉄道等」に改め、「定期券の運賃等」の後ろに「および特別料金等」を加え、同号イ中「は、」を「にあつては、」に、「交通機関」を「普通交通機関等または新幹線鉄道等(同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等および新幹線鉄道等)」に改め、「運賃等」の後ろに「および特別料金等」を加え、同項第2号中「1箇月当たりの運賃等相当額等」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」に、「5万5,000円」を「15万円」に改め、同号アおよびイを次のように改める。

ア イに掲げる場合以外の場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額または

前項第1号から第4号までに掲げる事由に係る普通交通機関等および新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額ならびに市長が定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

イ 前項第5号に掲げる事由が生じた場合 15万円に変更日の属する月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額および15万円を変更日からその月の末日までの日数（勤務を要しない日を除く。）で日割りにより計算して得た額の合計額または当該事由に係る普通交通機関等および新幹線鉄道等についての変更日における払戻金相当額の合計額ならびに市長が定める額の合計額のいずれか低い額

第9条の3第3項中「第13条第4項」を「第13条第7項」に改め、「ときは、」の後ろに「市長が定めるところにより」を加える。

第9条の4第1項中「第13条第5項」を「第13条第8項」に、「掲げる交通機関」を「掲げる普通交通機関等または新幹線鉄道等」に改め、同項第1号中「している交通機関」を「している普通交通機関等または新幹線鉄道等」に、「交通機関において発行されている」を「普通交通機関等または新幹線鉄道等における」に改め、「範囲内で」の後ろに「それぞれ」を、「相当する期間」の後ろに「（第8条第1項第1号ただし書の規定の適用がある場合は、1箇月）」を加え、同号ただし書を次のように改める。

ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券および新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

第9条の4第1項第2号および第2項中「交通機関」を「普通交通機関等または新幹線鉄道等」に改める。

第9条の5第1項中「第9条の2の2第1項」を「第9条の2の9第1項」に改める。

第11条中「の職員」の後ろに「たる要件を具備している職員」を加える。

別記様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き職員(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和8年函館市条例第4号)(以下「改正条例」という。)第2条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年函館市条例第15号)(以下「改正前の給与条例」という。)第13条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額(改正前の一般職の職員の通勤手当支給規則(以下「改正前の規則」という。)第8条の3第3号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の交通機関(一般職の職員の通勤手当支給規則第2条第1項に規定する交通機関をいう。以下同じ。)を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「改正前の1箇月当たりの運賃等相当額」という。)および改正前の給与条例第13条第2項第2号に規定する額(改正前の規則第8条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。以下「改正前の自動車等の利用に係る額」という。)の合計額が15万円を超えている職員を除く。)に支給されている通勤手当のうち、交通機関および改正前の給与条例第13条第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当(改正前の1箇月当たりの運賃等相当額および改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が5万5,000円を超える場合のものに限る。)(施行日の前日および施行日を含む支給単位期間等(改正前の規則第9条の2第1項に規定する支給単位期間等をいう。)に係るものに限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、各月におけ

る改正前の1箇月当たりの運賃等相当額および改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から5万5,000円を減じて得た額（1円未満の端数がある場合にあっては、その端数を切り捨てた額とする。）を、支給単位期間（改正前の給与条例第13条第5項に規定する支給単位期間をいう。）を1箇月とする通勤手当として支給する。

（施行日前から駐車場等を利用している職員の届出）

- 4 施行日前から駐車場等（改正条例第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第13条第4項に規定する駐車場等をいう。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、改正後の一般職の職員の通勤手当支給規則第3条第1項の規定の例により、その実情を届け出なければならない。